

令和7・8年度  
競争入札参加資格審査申請書  
(測量・コンサルタント等)  
提出の手引き  
令和6年12月  
庄内赤川土地改良区

【申請に係る問合せ先】

庄内赤川土地改良区 工務課

電 話 0235-22-1173 (工務課直通)

FAX 0235-22-2434 (工務課)



庄内赤川土地改良区

## 1. 申請できる者

庄内赤川土地改良区が発注する令和7・8年度測量・コンサルタント等の競争入札等に参加を希望する者で、地方自治法施行令第167条の4及び第167条の11に該当しない者。集団的に、または常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある組織と関係がないこと。

## 2. 申請受付期間及び受付時間

令和7年1月6日（月）から令和7年3月3日（月）

午前8時30分から午後5時15分まで

申請受付期間終了後、随時受付可能ですが、受付期間中の申請でなければ、令和7年4月1日からの登録とはなりません。

## 3. 名簿登録及び格付について

- ・申請受付期間中に申請し受理された場合は、令和7年4月1日から登録となります。
- ・随時受付については、各月の末日を締め切りとし、基本的に翌々月の1日からの登録となります。
- ・令和7年4月1日において、格付を行った者については、見直し、変更は行いません。

## 4. 申請書受付場所

庄内赤川土地改良区 工務課

〒997-0035 鶴岡市馬場町7番35号 TEL 0235-22-1173（工務課直通）

## 5. 申請書提出方法

受付場所へご提出ください。なるべく郵送での提出をお願いします。

郵送で受付票の交付を希望される際は、返信用封筒（110円分切手貼付）を併せて提出して下さい。

郵送の場合、3月3日必着のものを有効とします。

## 6. 申請業種

測量

建築コンサルタント

地質調査

土木建設コンサルタント

その他（漏水調査・下水道管渠調査は、物品及び役務に申請して下さい。）

## 7. 審査資格有効期限

令和9年3月31日（令和7・8年度）

## 8. 提出書類(提出部数1部)

- ① 競争入札参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)・・・様式1
- ② コンサル業者総括表(その1)・・・様式2
- ③ コンサル業者総括表(その2)・・・様式3
- ④ 技術者経歴書・・・様式4
- ⑤ 営業に関し、必要とする登録証明等
- ⑥ 測量等業務実績調書・・・様式5
- ⑦ 委任状及び使用印鑑届(提出が必要な者)
- ⑧ 暴力団排除に関する誓約書・・・様式6
- ⑨ 納税証明書(証明日が申請日から3か月以内で、未納のないもの)(写し可)
- ⑩ 印鑑証明書(証明日が申請日から3か月以内のもの)(写し可)
- ⑪ 登記簿謄本(法人)または身分証明書(個人)  
(証明日が申請日から3か月以内のもの)(写し可)
- ⑫ 受付票(必要な場合のみ。様式は任意となります)

以上の書類をホチキスで綴り提出してください。ファイル、インデックスは不要です。

## 9. 記載要領

申請書は庄内赤川土地改良区指定の様式により記載してください。

(ホームページからダウンロード可能)

庄内赤川土地改良区ホームページ <https://shonaiakagawa.jp/>

- ① 競争入札参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等) 様式1
- ② コンサル業者総括表(その1) 様式2
  - ・商号(名称)・代表者は正式名称でフリガナも記載してください。
  - ・コンサル業総括表は、実績、希望、登録状況を勘案し指名等の資料としますので正確に記入してください。
  - ・委任先は庄内赤川土地改良区と常時契約を締結する営業所を記入してください。記入された委任先は契約時の契約名義人となりますのでご注意ください。
- ③ コンサル業者総括表(その2) 様式3
- ④ 技術者経歴書 様式4
  - ・申請日現在で貴社と直接的かつ継続的な雇用関係にある技術職員について記入してください。

⑤ 必要とする登記証明など

- ・競争入札参加資格申請書及びコンサル業者総括表に記入した営業登録に係る登記証明等をA4判に揃えて綴り込んでください。

⑥ 測量等実績調書 様式5

- ・様式は国土交通省様式等によるものでも受付します。
- ・直近3年間の主な業務について記入してください。

⑦ 委任状及び使用印鑑届

- ・主たる営業所が他の営業所に権限を委任する場合のみ提出してください。
- ・様式は任意とします。委任権限は最低次の5項目としてください。
  - 1) 工事請負契約の入札及び見積の件
  - 2) 工事請負契約の締結の件
  - 3) 工事代金の請求及び受領の件
  - 4) 復代理人選任の件
  - 5) その他工事施工に関する一切の件
- ・委任期間は、申請日から令和9年3月31日までとします。(申請書提出日記入)
- ・委任先は契約書上の契約名義人となります。
- ・使用印鑑はできるだけ委任先の代表者であることが判別できる形式の印鑑を使用するようにお願いします。また受任者の苗字のみの印鑑はできるだけさけてください。

⑧ 暴力団排除に関する誓約書 様式6

- ・委任者がいる場合でも本社からの提出となります。
- ・申請内容を警察署へ情報提供する場合がありますので、あらかじめご了承のうえ申請してください。

⑨ 納税証明書

- ・証明日が申請日から3か月以内で、未納のないもの
- ・納税証明書は申請時の直前年度分の課税に係る証明書の原本又は写しを提出してください。

(法人) 市町で発行する法人市町民税・固定資産税  
税務署で発行する納税証明書(その3の3・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」)

(個人) 市町で発行する市町民税・固定資産税  
税務署で発行する納税証明書(その3の2・「所得税」及び「消費税及び地方消費税」)

⑩ 印鑑証明書

- 証明日が申請日から3か月以内のもの  
（法人）法人の印鑑証明書原本又は写しを提出してください。  
（個人）個人の印鑑証明書原本又は写しを提出してください。

⑪ 登記簿謄本又は身分証明書

- 証明日が申請日から3か月以内のもの  
（法人）登記簿謄本の原本または写しを提出してください。  
（個人）代表者の身分証明書の原本又は写しを提出してください。

10. その他

- 申請後に申請内容の変更があった場合は、速やかに変更届を提出してください。
- 申請後に、虚偽の記載や申請できる者に該当しなくなった場合等は、参加資格を取り消すことがあります。
- 申請に係る一切の費用は申請者の負担となります。